

豊後大野市天然更新完了基準書

1 目的

適切な森林計画制度の運用を通じて、適確な更新を図ることを目的に、天然力を活用した更新の完了を判断する基準及びその調査方法等を定める。

2 天然更新の完了の確認

- (1) 天然更新の完了の確認は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに行うものとする。
- (2) 天然更新の完了の確認は、原則として、この天然更新完了基準書に基づき、現地において更新調査により行うものとする。

3 天然更新対象地

- (1) 天然更新対象地とは、伐採及び伐採後の造林の届出書及び森林経営計画書において天然更新を実施予定とする伐採跡地のほか、更新状況を判定する必要がある過去の伐採跡地等とする。
- (2) 豊後大野市森林整備計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」では、天然力による更新が期待できないため、原則として、天然更新を計画しないものとする。
- (3) 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」以外の森林であっても更新対象地の周囲の森林の状況、森林被害の発生状況等を総合的に勘案し、更新樹種の生育可能性を検討の上、天然更新を計画するか否かの判断を行う。
特に、草本類等の繁茂が著しい場所、食害が発生する場所等にあっては、①森林被害の種類、被害発生頻度、②被害に対する更新樹種の耐性、被害後の回復の見通しに加え、③繁茂する草本類の除去や動物の食害防除対策などの作業の実効性等を十分検討する。
- (4) 更新対象地の面積は、更新を行う箇所の実面積とする。

4 天然更新樹種

天然更新樹種は高木性樹種とし、別表1のとおりとする。

樹種決定根拠は、平成6年度多様化森林造成推進事業指針作成業務報告書、森林資源モニタリング調査報告書(H11～17)による。

なお、タケ類が優先する箇所は、竹林として取り扱うことができる。

5 天然更新完了の基準

5-1 天然更新すべき立木の本数

豊後大野市整備計画に定める「天然更新をすべき期間」が満了する日までに、更新対象地において、おおむね均等に3,000本/ha以上(ただし、5-2で定める高さ以上のものに限る。)の更新樹種が成立していなければならない。

なお、ぼう芽により一株当たり3本以上発生した更新対象樹種については、3本として計上する。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の立木の本数 (本/ha)}}{\text{当該林分と同一の樹種及び林齢に相当する期待成立本数 (本/ha)}} \times 10$$

期待成立本数は、10,000本/haとする。

5-2 稚樹高

更新樹種の成立本数として算入すべき稚樹の高さについては、更新樹種の確実な更新のために周辺の植生（更新樹種の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物をいう。）の草丈以上かつ0.5m以上のものとする。

5-3 確実な更新

更新樹種の成立本数が天然更新すべき立木の本数に満たない場合には、速やかな更新を図る観点から、天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこと。

5-2で定める稚樹高に満たない更新樹種が多数発生しており、それらの確実な樹高成長が見込める場合は、刈出しを行うこと。

更新樹種の速やかな成長が見込めない場合は、大苗等による植込みを行うこと。

更新樹種の成立本数が著しく少ない場合、植込み又は刈出し等の天然更新補助作業を行うことが困難な場合、又は天然更新を取りやめる場合は、更新方法を人工造林へ変更し、植栽により更新を図ること。この場合、造林の方法は、豊後大野市森林整備計画において定められている樹種、植栽本数による。

6 更新調査

6-1 更新調査の目的

(1) 更新調査は、更新樹種の育成状況及び生育可能性を確認し、更新の完了又は未完了及び更新の完了に必要な条件等を判断することを目的とする。

(2) 更新樹種の生育状況は、稚樹の高さ、成立本数及び分布状況により確認する。

更新樹種の分布状況については、原則として、伐採跡地においておおむね均等に稚樹が生育していることをもって更新の完了に必要な条件を満たしているとみなすこととし、更新樹種の発生及び生育に偏りがある場合は、追加的な天然更新補助作業又は植栽を行うこととする。

6-2 更新調査の実施主体

更新調査は、豊後大野市が実施することとし、更新対象地ごとに行う。

6-3 更新調査の時期

天然更新の完了の確認は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して3年目から5年目に実施することとし、5年を経過するまでに天然更新すべき立木の本

数を満たすよう、追加的な天然更新補助作業又は植栽を実施することにより、確実に更新を完了する。

6-4 更新調査の方法

(1) 原則として標準地調査とする。ただし、現地の状況から明らかに更新完了の確認が出来る場合は、目視とすることが出来る。

(2) 調査プロットの大きさ

調査プロットは25㎡（5m×5mの方形又は半径2.82mの円形）とする。

(3) 調査プロットの設定

調査プロットは、植生の繁茂状況及び地形等を勘案し標準的な箇所を選定することとし、調査プロット数は次のとおりとする。

1ha未満・・・・・・・・・・1箇所以上

1ha以上から5ha未満・・2箇所以上

5ha以上・・・・・・・・・・3箇所

以後5ha増すごとに1箇所追加する。

(4) 添付書類

更新調査を行った際には、調査箇所ごとに調査野帳（目視の場合は除く。）及び全景、近景の写真を各1部ずつ添付し、更新完了後5年間保存する。

7 その他

今後、天然更新の状況調査を踏まえ、必要に応じて当該基準の見直すこととする。